

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案の概要

1 公告及び指定

- (1) 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが同決議等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、その者の氏名又は名称その他の事項を公告する。
- (2) 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次のいずれにも該当する者を、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして指定し、その氏名又は名称その他の事項を公告する。
 - ア 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者又は非居住者等であるとしたならば、同項の規定により許可を受ける義務を課せられることとなる者
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であって、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの等
 - (イ) 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置がとられている者

2 行為の制限等

- (1) 1により公告されている者は、一定の財産の贈与を受けること等の行為をしようとするときは、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。
- (2) 何人も、1により公告されている者が(1)の許可を受けていないときは、その者がする(1)の行為の相手方となってはならない。
- (3) 都道府県公安委員会は、1により公告されている者に対し、その者が所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することができる。

3 その他

違反行為に対する命令又は罰則を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。